

昭和63年2月9日

建設省道路局道路交通管理課長

鈴木省



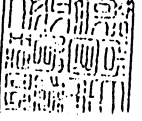
消防庁救急救助課長

沼朝



日本道路公園管理部長

田電



本州四国連絡公園業務部長

新井



建設省、消防庁、日本道路公園及び本州四国連絡橋公団は、「本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道における救急業務実施市町村への財政措置等について」（昭和63年2月9日付け建設省道交発第11号、消防教案13号）記の1に基づき、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」（昭和55年12月1日付け。以下「55年覚書」という。）記の3(2)中「消防庁及び日本道路公園」を「消防庁、日本道路公園及び本州四国連絡橋公団」に、別表1④中「高速自動車国道区域」を「高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道の区域」に、別表1⑤、⑥及び⑦中「高速自動車国道」を「高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道」に改める。

2. 岡山県倉敷市及び香川県坂出市が実施する高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道（以下「瀬戸中央道」という。）における救急業務に対する昭和63年度以降の財政措置については、次に定めるところによる。

(1) 倉敷市に対する財政措置について

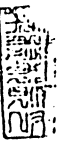
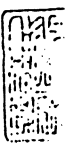
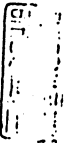
① 各年度における支弁額

イ. 昭和63年度

出勤率支弁額（「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」による昭和49年3月15日付け答申（以下「答申」という。）4(2)並びに55年覚書記の3(9)及び(10)に基づく財政措置を講ずる場合に支弁すべき額をいい、この場合において、55年覚書記の3(9)中「高速自動車国道」を「高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道」と読み替えるものとする。以下同じ。）に、
365日一瀬戸中央道の昭和63年度における供用日数（以下「瀬戸中央道供用日数」という。）

365日

を乗じた額と、新設支弁額（答申4(1)に基づく財政措置を講ずる場合に支弁すべき額をいう。以下同



じ.)に、瀬戸中央道供用日数を乗じた額の合計額

365日

ロ. 昭和64年度
新設支弁額

ハ. 昭和65年度

55年覚書記の3(7)①により算出した額

この場合において、「供用開始年度の供用日数」を「瀬戸中央道供用日数」と読み替える。
ニ. 昭和66年度及び昭和67年度
新設支弁額

ホ. 昭和68年度

55年覚書記の3(7)②により算出した額

この場合において、「供用開始年度の供用日数」を「瀬戸中央道供用日数」と読み替える。
ヘ. 昭和69年度以降
出勤率支弁額

②日本道路公園及び本州四国連絡橋公園による負担割合
日本道路公園及び本州四国連絡橋公園(以下「両公園」という。)の負担割合については、以下に定め

るところによるものとし、各年度における具体的な負担割合については、両公園から倉敷市に対して通知
するものとする。

イ. 昭和63年度

新設支弁額に、瀬戸中央道供用日数を乗じた額に、

365日

倉敷市が救急業務を担当する瀬戸中央道の延長

倉敷市が救急業務を担当する山陽自動車道及び瀬戸中央道の延長

(この場合において、延長は上下方向別に計算するものとする。以下この割合を「瀬戸中央道負担割合」という。)を乗じた額を本州四国連絡橋公園(以下「本四公園」という。)が負担し、①イに定める額から当該額を控除した額を日本道路公園(以下「道路公園」という。)が負担する。
ロ. 昭和64年度

①ロに定める額に瀬戸中央道負担割合を乗じた額を本四公園が、①ロに定める額から当該額を控除した額を道路公園が負担する。

ハ. 昭和65年度

①ハに定める額に瀬戸中央道負担割合を乗じた額を本四公園が、①ハに定める額から当該額を控除した額を道路公園が負担する。この場合において、年度途中で山陽自動車道が延伸され、瀬戸中央道負担割合に変更が生じたときには、延伸後の日数分については、変更後の瀬戸中央道負担割合を用いる。

ニ. 昭和66年度以降

①ニ、ホ又はへに定める額に瀬戸中央道負担割合を乗じた額を本四公園が、各々に定める額から当該額を控除した額を道路公園が負担する。

(2) 坂出市に対する財政措置について

③各年度における支弁額

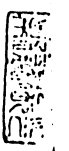
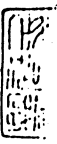
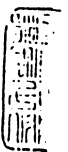
イ. 昭和63年度

新設支弁額に、瀬戸中央道供用日数を乗じた額

365日

ロ. 昭和64年度

新設支弁額



ハ. 昭和65年度

55年度覚書の3(7)①により算出した額

この場合において「供用開始年度の供用日数」を「瀬戸中央道供用日数」と読み替える。
ニ. 昭和66年度及び昭和67年度
新設支弁額

ホ. 昭和68年度

55年度覚書の3(7)②により算出した額

この場合において「供用開始年度の供用日数」を「瀬戸中央道供用日数」と読み替える。
ヘ. 昭和69年度以降
出動率支弁額

②両公園による負担割合

両公園による負担割合については、以下に定めるところによるものとし、各年度における具体的な負担割合については、両公園から坂出市に対して通知するものとする。

イ. 昭和63年度から昭和65年度まで

①イ、ロ又はハに定める額を本四公園が負担する。

ロ. 昭和66年度

年度途中において、四國横断道路（高松IC～普通寺IC間）が供用した場合にあっては、①ニに定める額に、四國横断道路の昭和66年度における供用日数 を乗じた額に、

365日

坂出市が救急業務を担当する四國横断道路の延長

坂出市が救急業務を担当する四國横断道路及び瀬戸中央道の延長

（この場合において延長は上下方向別に計算するものとする。以下この割合を「四國道負担割合」という。）を乗じた額を道路公園が負担し、①ニに定める額から当該額を控除した額を本四公園が負担する。

ハ. 昭和67年度以降

①ニ、ホ又はハに定める額に四國道負担割合を乗じた額を道路公園が、各々に定める額から当該額を控除した額を本四公園が負担する。

3. 支弁額の支払等に関する事務について

支弁額の支払等に関する事務は、次に定めるところによる。

(1) 倉敷市及び坂出市は、当該年度の4月1日において既供用の高速自動車国道又は瀬戸中央道の区間に係るものにあつては、当該年度の上半期の当初に、新規供用の高速自動車国道又は瀬戸中央道の区間に係るものにあつては当該新規供用時に、両公園から通知される負担割合に応じて、別記様式1又は2に定める書面に必要な事項を記載して、当該区間を管理する両公園の建設局又は管理局（以下「管理局等」という。）に対し支弁額の確認の申請をするものとし、管理局等は、これらを確認のうえ別記様式3又は4により通知後、当該年度の4月1日において既供用の高速自動車国道又は瀬戸中央道の区間に係るものにあつては、当該年度の上半期及び下半期の当初に、新規供用の高速自動車国道又は瀬戸中央道の区間に係るものにあつては、当該新規供用時に、倉敷市及び坂出市の申請に基づき、当該支弁額を支払うものとする。

(2) 供用開始予定の変更等により、両公園における支弁額の負担割合について変更が生じる場合においては、建設省及び両公園で協議のうえ、両公園から倉敷市又は坂出市に通知するものとし、両公園と倉敷市又は坂出市の間において清算するものとする。

4. その他

この覚書に関し疑義を生じたときは、その都度建設省、消防庁及び両公園が協議のうえ決定する。

番 号
昭和 年 月 日

日本道路公団管理局等の長殿

市 長 印

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道における
救急業務に関する支弁額確認申請書

高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道における救急業務に
関する覚書（建設省、消防庁、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団、昭和 年
月 日締結）に基づく昭和 年度分支弁額は下記のとおりでありますので、御確
認願います。

記

金額 _____ 円

積算内訳	総支弁額 上半期支弁額 下半期支弁額
路線名及び 担当区間	道の ICから ICまでの上り線及び ICから ICまでの下り線
担当区間の 供用年月日	昭和 年 月 日
市の人口	人
摘 要	高速自動車国道又は本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道に おける救急業務を行うため新たに救急隊を設置した場合は、 救急隊新設証明書（別記様式2の2）を添付のこと。 なお、支弁額確認申請書及び証明書の記載事項に変更があ った場合は、すみやかにその内容を付記して提出すること。

番 号
昭和 年 月 日

本州四国連絡橋公団管理局等の長殿

市 長 印

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道における
救急業務に関する支弁額確認申請書

高速自動車国道及び本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道における救急業務に
関する覚書（建設省、消防庁、日本道路公団及び本州四国連絡橋公団、昭和 年
月 日締結）に基づく昭和 年度分支弁額は下記のとおりでありますので、御確
認願います。

記

金額 _____ 円

積算内訳	総支弁額 上半期支弁額 下半期支弁額
路線名及び 担当区間	道の ICから ICまでの上り線及び ICから ICまでの下り線
担当区間の 供用年月日	昭和 年 月 日
市の人口	人
摘 要	高速自動車国道又は本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道に おける救急業務を行うため新たに救急隊を設置した場合は、 救急隊新設証明書（別記様式2の2）を添付のこと。 なお、支弁額確認申請書及び証明書の記載事項に変更があ った場合は、すみやかにその内容を付記して提出すること。

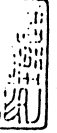
救急隊新設証明書

次のとおり、
.....における救急業務を行うため新たに救急隊を設置したことを証明する。



- 1. 新設救急隊が配置された消防署等の所在地
- 2. 救急隊新設の年月日 昭和 年 月 日
- 3. 救急隊新設前後の体制

	前	後
救急隊数	隊	隊
救急隊員	人	人
救急自動車	台	台



- 4. 新たに配置した救急隊員の氏名
- 5. 新たに配置した救急自動車の型式及び車両番号

〇〇型 〇〇〇〇

- 6. 新設救急隊が配置された消防署等からインターチェンジまでの距離

〇〇インターチェンジから 〇〇Km

昭和 年 月 日

市長

印

番 号
年 月 日

市長殿

日本道路公団管理局等の長

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道における
救急業務に関する支弁額について

昭和 年度分（昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで）
の支弁額は、昭和 年 月 日付け第 号による支弁額確認申請書のと
おり金 円也と決定しましたので、当該年度の上半期及び下半期の当初（新
規供用の高速自動車国道の区間に係るものにあつては、当該供用時）に請求書を
提出して下さい。

以 上

番 号
年 月 日

市長殿

本州四国連絡橋公団管理局等の長

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道における
救急業務に関する支弁額について

昭和 年度分（昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで）
の支弁額は、昭和 年 月 日付け第 号による支弁額確認申請書のと
おり金 円也と決定しましたので、当該年度の上半期及び下半期の当初（新
規供用の本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道の区間に係るものにあつては、当該
供用時）に請求書を提出して下さい。

以 上

43